

# Financial Adviser

The best proposals for the clients ファイナンシャル・アドバイザー

# 8

No.177

AUG. | 2013

www.kindai-sales.co.jp

平成25年8月1日発行(毎月1回1日発行)  
平成11年6月14日第3種郵便物認可  
第15巻第8号通巻177号

# 保険見直し最新事例

FP相談に見る設計&商品選びのポイント

## 特別企画

アベノミクスは9つの試練を乗り越えられるか?

FPがいま身につけたい  
マーケットを読み解く方法

## 連載

知識のブラッシュアップに役立つ

FPマンスリーレポート

金融/社会保険/保険/税金/不動産

FP相談実践事例集

リスクマネジメント/不動産プランニング/タックスプランニング



相続診断士が伝える

# 笑顔相続のススメ

第5回

完全な「平等」を実現できれば「争族」は回避できる

ある証券会社からのご紹介で、世田谷区の豪邸に相続の相談に伺いました。90歳でお母様が亡くなり、相続人は女性ばかりの4人姉妹でした。お話を聞きすると、すべてを平等に分けたいので、4人のうち誰の知り合いでもない税理士を探していたとのこと。最近、その証券会社で私が相続税のセミナーを行ったのを知って、紹介してもらったそうです。財産は、お母様と長女の家族が住んでいる豪邸のほか不動産が2件、

金融資産も豊富で合計遺産総額は約10億円になりました。お母様より数年前に亡くなったご主人が大手金融機関の役員をされていたそうで、お母様の財産のほとんどは、ご主人から相続により取得されたものでした。

\*

「すべてを平等に分けたい」というご希望について詳しく聞いていくと、小規模宅地の評価減や税金なども含めて、4人が同じ金額を受け取れるようにしたいということでした。

例えば、長女の方が、お母様と住んでいた豪邸は、小規模宅地の評価減の制度が使えるため、路線価による評価額1億円だとすると、相続税の評価額は80%控除後の2000万円になります。つまり、相続税の申告書には、この土地は2000万円の評価額で記載されます。

相続税の申告書の数字で、平等に考えてしまうと、小規模宅地の評価減の適用を受ける方は、その金額だけ多くもらえることになります。

10億円に対する平均税率が約30%でしたので、この1億円の不動産には600万円しか税金がかからないことになりましたから、実際の受取金額は、9400万円となり、その差

は歴然ですね。

相続税の申告書を見ると、このような分け方をされているケースとさきどき見かけます。申告を依頼された税理士の説明不足か、特定の相続人の便宜を図ったのかと思われます。生命保険金も500万円の非課税枠の範囲内で無税でもらえます。

これらの有利な規定を利用した後の財産の価額から、それぞれが支払う税金を引いて、同額にするのが私の使命でした。そしてルールが2つ。①必ず4人そろって相談をすること。②電話での個別の相談は禁止。かなり、緊張感があります。

まずは、個別の財産を洗い出し、すべての財産の評価額を計算しました。次に、3カ所の不動産をどなたがもらうかを決めていただきました。長女のご自宅以外の不動産、田舎の駐車場と別荘については、少し検討が必要でしたが、何とか分けることができました。それから、生命保険金などのみなし相続財産を加味して、上場有価証券などの金融資産や現預金をエクセルを駆使して、平等になるように計算しました。

\*

6カ月くらいは毎月通い、4人

そろって議論を重ねました。

ルールは厳しいですが、4人姉妹は仲が悪いわけではないので、毎回楽しいミーティングでもありました。「相続」が「争族」になる一番の原因は、平等に分けられないことです。そういう意味でも、平等に分けるとが4人の希望でしたので「争族」に発展することもありませんでした。約6カ月の間に、いろいろな希望をお聞きし、全部で10パターンくらい提案したでしょうか。

上場有価証券については、申告月の前々月末日の価額で計算し、その後の値上がり値下がりには、割り切っていたり、1000円単位まで平等に計算し、大変ご満足いただき相続の申告を終えました。相続は、平等に分ければ、決して「争族」にならないということを実感した相続事案でした。



小川 実  
一般社団法人相続診断協会  
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表理事、税理士法人HOP代表社員、税理士。自ら笑顔相続の伝道師と命名している。キックボクシングが趣味で、休日は週に1回程度、ジムに通う。現在はK-1のレフェリーも務めている。